

前払金の使用等の特例に関する特約条項

(前払金の使用等の特約)

第 1 条 受注者は、前払金を第 38 条に規定するもののほか、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。